

# 黒部市石田漁港指定管理業務仕様書

## 1 目的

本仕様書は、黒部市石田漁港（以下「石田漁港」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等を定めることを目的とする。

## 2 管理運営方針

- ① 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- ② 公の施設であることを常に念頭において、施設の利用に関し公平性を確保すること。
- ③ 利用者のニーズを管理に反映させ、利用者の満足度を高めること。
- ④ 適正かつ効率的な施設の管理運営を行い、経費の削減に努めること。

## 3 施設の維持管理（及び運営）業務の内容

### （1）維持管理業務

- ① 漁港施設の日常的な点検及び清掃業務
  - ・石田漁港内諸施設の不具合や劣化等についての保守、点検を行うこと。
  - ・資料者に常に安全で快適なサービスの提供ができるよう、諸施設・設備を毎日巡視する。
  - ・石田漁港内諸施設の良い衛生環境を保持するために、適時適切に行うこと。
- ② 緑地、植栽等の維持管理
- ③ 漁港施設の警備
  - ・利用者の事故防止等  
石田漁港利用上の事故やトラブル等を未然に防止するため、施設内を定期的に巡回警備する等、石田漁港の安全な利用を阻害する行為等に対し、監視・注意喚起、指導を行うこと。
- ④ 備品の管理業務
  - ・使用する市の備品が適切な状態で保持されるよう管理すること。
  - ・備品使用に伴う消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者の費用負担により実施すること。
  - ・備品購入については、別添「黒部市石田漁港指定管理者募集要項」別表1を参照すること。
- ⑤ 修繕業務
  - ア 通常の修繕
    - （ア）石田漁港内における施設、設備等が破損、損壊又は老朽化した場合、指定管理者が実施する。
    - （イ）（ア）で、1件30万円以上の修繕については、市が実施する。
    - （ウ）石田漁港内における施設、設備等が破損、損壊又は老朽化した場合などで、安全又は管理上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、毎年1回、市が別途指示するときに必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、市に報告すること。

- イ 災害に伴う修繕  
台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、市が実施する。  
なお、災害により発生した被害に対する修繕を指定管理者が実施しようとする場合は、事前に市と協議すること。
- ウ 修繕内容の記録  
修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、修繕台帳を作成し、記帳するとともに、修繕箇所の写真を残すように努めること。  
また、修繕台帳の写し、設計書（積算根拠、図面等）、写真等については、事業報告書の提出とあわせて市に提出すること。  
なお、修繕については、別添「黒部市石田漁港指定管理者募集要項」Ⅱの5の（4）イを参照すること。

## （2）運営管理業務

- ① 利用案内・利用補助業務
  - ア フィッシャリーナ等利用の案内  
窓口業務において、入館者からの問い合わせ等に対し、適切にわかりやすく説明するほか、施設の利用方法、禁止行為、利用制限等についても十分説明すること。
  - イ 有料施設の利用の補助  
有料施設の利用者が適切かつ安全に施設を利用できるよう、道具、備品の出し入れなどの利用に際し必要となる補助を行うこと。
- ② 施設の利用承認業務  
施設の利用予約を受け付け、調整のうえ、利用承認を行うこと。
- ③ 利用料金徴収、利用集計業務
  - ア 利用料金徴収  
有料施設利用料金を徴収、収納すること。
  - イ 減免措置  
黒部市石田漁港条例及び同条例施行規則に基づき利用料金の減免を行うこと。  
なお、減免措置に関する申請について、疑義のある場合は、市の承認を得て対応すること。
  - ウ 利用集計
    - （ア）施設利用者数  
施設利用承認申請書をもとに施設毎の利用者数を毎日、集計すること。
    - （イ）イベント利用者数  
（ア）及び（イ）を包括した利用者数を毎日、できる限り実態に即した計測方法で集計すること。（計測方法は別途市と協議すること）
- ④ つり棧橋、セミナーハウスの開閉の業務  
開閉時間については、別添「黒部市石田漁港指定管理者募集要項」Ⅱの3の（2）を参照すること。

- ⑤ 利用者等への対応業務
- ア 利用者からの意見等への対応
- ・石田漁港の管理に係る意見や苦情については、速やかに市に報告し、適切な対応を図ること。
- イ 漁業関係者、施設利用者との調整業務
- ・漁業関係者と施設利用者との間でトラブルが生じないように調整を行うこと。
- ⑥ 利用促進業務（自主事業）
- 石田漁港利用者の増加、満足度を高めるため、次の事項を積極的に行うこととし、その内容を提案すること。
- ・石田漁港の魅力を高めるための事業実施や外部からのイベントの誘致等を図ること。
  - ・石田漁港に関する情報について、メディアの活用等により適宜広報、宣伝すること。なお、報道機関の取材に対しては快く応じること。
  - ・ボランティア等の参画を得て、石田漁港利用の活性化を図ること。

(3) その他

- ① 事故、災害時の対応
- 事故、災害などの緊急事態が発生した場合は、関係機関（警察、消防）への連絡や市に対する報告などの情報伝達を状況に応じて迅速かつ的確に行うとともに、被害者の救済、保護等の応急処置を適切に講じることができる体制を整備すること。
- ② 特別な場合の市の優先利用に対する取扱い
- 市が特に必要と認める施設利用の要請があるときは、業務に支障のない限り、優先利用を受け入れるものとする。
- ③ 市及び指定管理者の協議・連携
- 市の権限に属する目的外使用等の申請に対して問い合わせがあった場合、市へ問い合わせるよう説明すること。
- また、市から施設管理に関する調査依頼や市が事務上必要とする資料の提出等の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- ④ その他
- この仕様書に定めない事項で、石田漁港の管理運営にあたり必要な業務について、柔軟かつ誠実に対応を行うこと。